

令和3年3月30日

各 位



## 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の事前確認について

平素は西中国信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和3年3月より「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（以下、一時支援金）の受付が開始されております。  
一時支援金の申請には「一時支援金事務局」で申請IDを取得した後に、登録確認機関による事前確認手続きが必要となります。

当金庫は登録確認機関となっておりますが、当金庫で対応することのできる事前確認の対象は「現在、当金庫と事業性の融資取引があるお取引先さま」となりますので、予めご承知おき下さい。

### 【一時支援金の相談窓口】

フリーダイヤル

0120-211-240

IP電話等からのお問合せ先

03-6629-0479（通話料がかかります）